

半島・離島・奄美群島の特別償却制度の見直し(所得税・法人税)

地域における内発的发展を始めとする産業振興をより効果的に促進するため、現行措置を抜本的に見直すこととし、
①中小事業者に関する要件緩和(下限額の引下げ、新增設以外も適用)、②割増償却への変更、③対象業種の追加、④構築物の追加を行った上で、半島・離島は2年間、奄美群島は1年間延長する。

(なお、市町村による産業振興策に資する措置とするため、税制適用にあたっては市町村が産業振興に係る計画を作成することとする。)

【現行制度】

- 個人又は法人等が、機械・装置、建物・附属施設を取得(取得価額2,000万円以上)した場合に特別償却(機械・装置:10/100、建物・附属設備:6/100)を認める。
- 対象業種・・・半島地域:製造業・農販業、離島地域:製造業・(旅館業)・情報サービス業等、奄美群島:製造業・農販業・情報サービス業等



1. 半島地域・・・割増償却(償却率:機械・装置32%、建物・附属設備、構築物:48%、償却期間:5年)

事業者の資本金規模	資本金1000万円以下	資本金1000万円超5000万円以下	資本金5000万円超
製造業	500万円以上の取得	1000万円以上の取得	2000万円以上の取得
旅館業	機械・装置、建物・附属設備、 構築物 に係る 設備投資		機械・装置、建物・附属設備、 構築物 に係る 新增設
農林水産物等販売業	500万円以上の取得		
情報サービス業等	機械・装置、建物・附属設備、 構築物 に係る 設備投資		機械・装置、建物・附属設備、 構築物 に係る 新增設

2. 離島地域、奄美群島・・・割増償却(償却率:機械・装置32%、建物・附属設備、構築物:48%、償却期間:5年)

資本金規模	資本金5000万円以下	資本金5000万円超1億円以下	資本金1億円超
製造業	500万円以上の取得	1000万円以上の取得	2000万円以上の取得
旅館業(※)	機械・装置、建物・附属設備、 構築物 に係る 設備投資		機械・装置、建物・附属設備、 構築物 に係る 新增設
農林水産物等販売業(※※)	500万円以上の取得		
情報サービス業等	機械・装置、建物・附属設備、 構築物 に係る 設備投資		機械・装置、建物・附属設備、 構築物 に係る 新增設

※離島地域では全離島地域で旅館業を適用、奄美群島では旅館業の追加 ※※離島地域では農林水産物等販売業の追加